

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十七条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 保育所の運営に関する重要事項

第二十条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第四十六条第五項第二号の表中

避難	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各
用	屋外階段

号に規定する構造の

を

は同条第三項
場合において
室等が設けら
は、バルコニ
くは排煙設備
定めた構造方
きると認めら
することとし、
満たすものと
の屋外傾斜路
規定する構造

に改める。

避難

用

- 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又各号に規定する構造の屋内階段（同条第一項のは、当該階段の構造は、建築物の一階から保育れている階までの部分に限り、屋内と階段室と―又は外気に向かって開くことのできる窓若し（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が法を用いるものその他有効に排煙することがでれるものに限る。）を有する付室を通じて連絡かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号をする。）
- 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造
- 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号にの屋外階段

第四十八条第二項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))とおおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))とおおむね二十人につき一人以上」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児とおおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児とおおむね三十人につき一人以上)」を削る。

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第五十二条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十三条 削除

附則第十三条を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。